

大阪の部落史 通信 12

記事

- 視点～石橋孫右衛門と牛流通システム(1)
- ～「部落の歴史」からみた明治・大正の文化.....(3)
- 史料紹介～非人番と菌坊の「宗門帳」(6)
- 新聞記事と部落①.....(8)

発行 大阪の部落史委員会

〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL 06-568-3072 FAX 06-568-0714

視点

石橋孫右衛門と牛流通システム

―『石橋家文書―撰津国天王寺牛市史料』から―

酒井 一 (天理大学)

およそ三〇年ほど前から本格化した高度経済成長の急速な工業化の影響をうけて、伝統的な日本農業も大きな変貌を余儀なくされた。その頃農家には家族同然に暮らす牛や馬がいて、生きた労働手段として貴重な役割を担っていた。

牛馬耕は、江戸時代に普及し、それをともなう多様なシステムが形成されていた。一八世紀初めに大坂の医師寺島良安が著した『和漢三才図会』には、「大抵関東馬多牛少、関西牛多馬少」とあり、牛馬の分布が東日本と西日本とで異なっていることを指摘している。この特徴は、一八七二(明治五)年調査の旧国別の牛馬数の分布でも明確に認められ、近年、網野善彦氏らによって提唱されている画一的な日本史像批判とかかわって、改めて注目に値する問題点であろう。

西日本の牛の流通の中心に、撰津国天王寺牛市があり、石橋孫右衛門が問屋として撰津・河内・和泉・播

磨の四カ国の牛取引を一手に掌握していた。一九二二(大正一一)年刊の『東成郡誌』は、天王寺逢阪在住の当主孫右衛門からの聞き取りと所蔵文書によって牛市に触れ、また同年出版の『大阪府全志』巻之二も、牛市が一八六九(明治二)年頃まで開かれていたとし、自家の古文書五

点をも紹介している。しかしその後久しく確認されないままにあった石橋家文書が、幸いにも戦災を免れて大阪市史編纂所に寄贈され、今回、藤本篤氏によって翻刻・公刊された。掲載史料は一二三点に及び、牛市の由緒・孫右衛門の支配の拡大を示す宝暦二(一七五二)年の国触・秀吉家臣の小出秀政に始まり幕領代官の交替ごとに与えられた営業認可の判物・上納冥加銀・牛取引にもなる博労からの口銭・国郡単位の博労の組織と人名など、興味深い内容である。なお、天正一二(一五八四)年の天王寺牛町に対する小出秀政の禁制(文書5、以下番号のみ記す)

の写真は早く浅井潤子・藤本篤『古文書大字典』(柏書房・一九八七年)に釈文・解説とともに公表されている。また元和三(一六一七)年二月の村上孫左衛門の上部村年寄中宛の判物(10)は、大田覃(南畝)の『竹

橋余筆』に載録されていて、そこには「下札」があつて、上部村がのち神戸村に書き替えられたという村方の説明を伝え、孫左衛門は当時領主であつた尼崎藩戸田播磨守(左門)の郡代といい伝えるとしている(内閣文庫本、文献出版刊、一九九五年)。戸田云々の説明は尼崎入部が同年七月なので疑わしい。ちなみに、神戸村では、延享元(一七四四)年の文書(59)によると、以前は備前・播磨などからの登り牛の頭数を改めていたという。

藤本氏は、石橋家文書を軸に、泉州の史料(貝塚市の要家文書)を活用して、「撰津天王寺牛市と文書・記録」(『日本歴史』五二五号、一九九二年)をまとめている。

* * *

さて、本書から知りうるいくつかの論点に触れてみたい。

石橋家と牛取引の関係は、聖徳太子が四天王寺を建立したときに材木を牛にひかせ、そのときの牛を拝領

して牛飼場に囲い、これがのち牛町となつたと伝える。石橋姓は居宅西側に掛かっていた斑(まだら)模様虎石の石橋に由来し、本来は四天王寺創建時にあつた井川坊に因る井川といい、天王寺村の庄屋井川氏はその分家筋であつた。興味深いのは、牛博労が組織した戎講で、同業組合の守護神として例えば大工職人が太子講に結集するように、聖徳太子直筆という恵比須の神影を祭っていることと、病牛治療の針を所有している、特権のしるしとしてしていることである。

近世初頭からの孫右衛門の牛取引も、寛文一二(一六七二)年以後しばらく中絶し、享保一〇(一七二五)年に代官から仮証印を与えられ再開されたが、これをめぐって寛保元(一七四一)年に訴訟を生じて、同二年に冥加金を上納して改めて認知された(15・16)。この間、牛の流通は西国筋の牛の供給地と摂河泉播地方とで比較的自由に行われていたようであるが、寛保二年以後新規に牛流通システムが再編されたと思われる。その線にそつて孫右衛門の権限強化が、宝暦二(一七五二)年と明和六(一七六九)年の国触によって進められた。

しかし自由な牛の購入をはかる村方との対立が次第に醸成されてくる。在方にある牛市、例えば河内国古市郡駒ヶ谷村では、かつて問屋とよばれた商人が宝暦二年に牛問屋孫右衛門の「組頭」に変更されて(拙稿「近世畿内農業と牛流通」『史料』44-2、3、一九六一年)、反対の声をあげており、在方博労はこの年から孫右衛門に口銭を納めることを義務づけられた。また但馬の牝牛を取り扱っていた泉州南・日根郡の一・二カ村は、宝暦七年に「国訴」を展開して孫右衛門支配をしりぞけて、直売を実現していた。当時牛市の不繁昌に直面していた孫右衛門は、再度回復をめざしてさきの明和六年の国触を出させたと思われるが、翌七年泉州村々からの反撃を招いている(鷲見等曜「泉州の牛公事」『近世史研究』第一号、一九五四年)。

本書に「参考」としてつけられた『操縦類聚抄本』は、この一件をめぐる江戸評定所一座の判決で、泉州二郡村々に孫右衛門からの自由を認められたものである(ちなみに引用では、何の注釈もなく泉州が摂州となっている)。しかし孫右衛門は次第に摂河泉播の牛取引支配を強化していったようである。安永から天明期(一七七二

八九)の口銭(牛一頭につき銀二匁)についての文書は、牛の頭数に関わらず、地域ごとに口銭額をきめる方向で進んでいったことを示している。これはかつて年に銀三〇枚(一貫二九〇匁)であつた冥加銀が七枚分増額されるという、田沼意次の商業政策に沿つたものであろう。

牛売買にともなう口銭が、村ごとに一定にされることは、牛問屋としての収入を安定・固定化することであったが、その支払い形態は村単位で博労から庄屋が徴収し、村の名で孫右衛門に納入するもので、生産に責任をもつ庄屋を掌握する形で行われた。この点は今回の史料で明らかにした。

* * *

さらに注目すべきことは、実に多くの皮多が牛の目利に従事し、商いをする博労とともに活動していることである。年不詳ながら(12)、摂津の武庫郡の博労仲間西宮組の三〇名(他に惣代三名)のなかに「上大市村支配芝村皮多」として一三名の名前を確認できる。「上大市村支配」とあるのは、芝村が同じ旗本青山氏の知行所だったからである。同じく菟原郡小路組二九名のうち一四名が、八部郡兵庫組二三名のうち八名が皮

多身分の博労であつた。従来の牛流通史は、博労の村名や人名は明らかにしてきたが、その中に皮多の多様な活動のあることが示されたことは貴重である。

その活動の背景はなにか。それは播州加西郡野田皮多吉兵衛の文化九(一八一二年、同一四年の史料(96、97)が教えてくれる。かれは「牛病氣之節療治等能いたし候者」で、自村はもちろん近村からも頼まれて治療に当たる「牛医」的存在で、同時に牛の健康や質を評価できる「目利」であつたのである。当時、吉兵衛はそれまでの牛売買の口銭銀二二匁(一頭二匁として一一頭分)を孫右衛門に上納しようとしていた。その取引の規模を想像させるものがある。もつとも牛を牽いて行くとき、平人の仲買・博労のように、牛に絹薦を着せ、あかね色のおもがい(頭からくつわにかけて飾りする組み紐)で飾り立てることは認められず、菓おもがい・裸牛でという差別を受けていた。それにしても摂津西部の皮多博労の存在は、改めて実態の調査を必要としているようである。

幸いに、既に本通信第4号(一九九六年)、茨木芳子氏が「能勢町下田村福井家文書の『一札』」をまとめて

いて、各地での研究の手がかりを提
供している。

いままで皮多村の斃牛馬処理がと
みに注目され、村の生産を支える重
要なもの指摘されていた。しかし
次第に皮革の流通の規模の大きさが
塚田孝氏によって示され、さらに同
氏の『近世の都市社会史』(青木書店
一九九六年)で播州明石郡の皮多間
の相論で、病牛馬の取引があった
ことが明らかにされたが、皮多博労
はこのような問題にも介在してい
たと想像される。

摂河泉播からさらに大和に結びつ
く牛の流通が、西国の備前・備中・
美作・因幡や丹波などから始まる広
域的なものであり、畿内で耕作に従
事する牛たちの経済的背景のひろが
りに驚かされる。そして畿内でも、
摂河泉と大和と土質の違いが牛の流
通上の変化をともなっていることな
ど、長年にわたる農業技術の経験と
進歩が、近世の牛をめぐる地域的分
業を生み出していることに今さらな
がら感心させられる。本書は、この
ほか、牛取引の地域組織、博労の数
や売買牛の頭数など多くのことを教
えてくれる。一方で孫右衛門支配の
もとにあった村々との対抗関係(か
つて鷲見氏・藤本氏や私らが明らか

にした)を導入して天王寺牛市の歴
史を組み立てると、従来知られな
かった事実がさらに浮かび上がって
くることだろう。

最後に一言。原文書によるのか、
誤字がかなり見受けられる。南郡・
都・而巳・已、特牛・持など、地名
についても正確を期してほしい点が
少なからずあり、注記も徹底してい

ないのが惜しまれる。

体裁…A5判一四六頁

定価…一八〇〇円

編集…大阪市史編纂所

発行…大阪市史料調査会九七年六月刊

大阪市西区北堀江四丁目三一二

大阪市立中央図書館内

電話 〇六一五三九一三三三三

視 点

「部落の歴史」からみた明治・大正の文化
— 芸能を中心に

中島 智枝子

(部落解放研究所近現代史部会)

一 部落の歴史の取組み

大阪府下の多くの被差別部落で自
分たちの部落の歴史を明らかにする
取組みは、一九七〇年代から始まり
多くの「部落の歴史」が編まれてい
る。そこで、各地区から刊行されて
いる「部落の歴史」の中に、明治、
大正期の文化—芸能についてどのよ
うなことが記述されているかについ
て見てみることにする。

今回見たのは、大阪の部落史委員
会事務局に収集された「部落の歴史」
である。大阪府下四七七地区のうち、
部落の歴史が編まれている地区は三

できた。北摂地域での取組みが際立
って少ないことがわかる。

二 明治・大正期と各部落の歴史

それぞれの部落から刊行されてい
る「部落の歴史」についてであるが、
近代については解放令、一九一八年
に大阪府救済課によって作成された
「部落台帳」、米騒動、そして水平社
運動が共通して記述の中心となっ
ている。各部落とも明治期を知る史料
が少なく、仕事、生活等については、
大正期については「部落台帳」なら
びに聞き取りが中心となっている。

四地区あった。浪速地区、鶴原東・
下瓦屋地区については今年五月、同
三月に刊行されているが、今回の調
査では見ることができなかった。こ
の三地区を含めて三四地区、大阪府
下全体の三分の二を越える部落で自
分たちの部落の歴史を掘り起こす作
業の取組みが行われている。地域的
に見てみると、大阪市内の部落では
一二地区全てで編纂されている。北
摂地域では、六地区では刊行されて
いるものの、一〇地区については見
ることができなかった。河内地域で
は一地区を除き残りの九地区、泉州
地域では五地区について見ることが

このことはすでに、福原宏幸氏が「水
平社創立以前の仕事と生活」(『新修
大阪の部落史』下巻所収一九九六年
刊)の中で「明治・大正期大阪の被
差別部落民(以下、部落民)の仕事
と生活の実態に関する研究は決して
多くない」、部落産業については「い
くつかの研究はあるが、「生活実態の
研究は、資料的制約も大きく進んで
いない。」といわれている通りであ
る。このような中であって、「しかし、
一九八〇年代に入って、各部落の歴
史が掘り起こされる中で、それぞれ
の部落の生活の実相が断片的ではあ
るが浮かび上がってきた。」と福原氏
の指摘もある通り、各部落における

地道な歴史の掘り起こしが、この時期の各部落の人々の仕事や衣食住を含めた生活や余暇の過ごし方、あるいは娯楽等について私たちに様々なことを教えてくれる。

そこで、明治、大正期の文化について芸能を中心にしたようなことが各「部落の歴史」からわかるかを見てみたい。

『近代に生きる人びと―部落の暮らしと生業』(一九九四年、阿吽社刊)では、部落の人々の仕事について、「ふだんはなんとかそれで生計が維持できるが、いったん不況におちこむとたちまちにして仕事そのものがなくなり、食べるものにさえことかく状態におちいってしまう。それが生業でした」と述べられている。これらの生業の一つとして猿廻し、春駒、漫才、法界屋という芸能に関わる仕事を取り上げられている。それらは門付け芸として部落の人たちによって担われていた芸能であり、今日では、漫才を除き、「猿芸だけではない、大道芸はのきなみ衰微していた」、まさに「消えゆく大道芸・放浪芸」である。

三 門付け、漫才の芸人等

前近代にあつては庶民を楽しませ

てくれた芸能の中には、諸賤民によって担われていた芸能が多数ある。それらの芸能が日本の近代社会の中でのように展開したのだろうか。

この点につき大阪での歴史的経過を明らかにすることが、大阪の部落史の中で明治期の文化を考へるとき見落とすことができないと考えられる。というのも、漫才といえば大阪を代表する大衆芸能であるが、漫才は明治・大正期は「万歳」として演じられていた。そして、その起源は「奉祝のための民俗芸能」であり、「門付け」といったかたちの放浪芸としての歴史が長かつたことも影響している。ため、「落語より一段低く見られていた」芸能であつたといわれている(矢野誠「女興行師吉本せい」。一九三二(昭和七年)、エンタツ・アチャココンビの登場を機に吉本興業が、それまでの古めかしい「万歳」を「漫才」と改称し、以後大衆芸能の中に大きな位置を占めるようになった。

このような問題関心から、ともあれ部落と芸能との関係について、「部落の歴史」を見てみた。

門付けについては貝塚地区の『島の歴史と生活』(一九八二年)に見られる。貝塚地区での門付けは、「よその村へさいてよう行つたな。はじ

めな、和歌山からこの村へ来たんや。それを見て覚えていくわけや。厄払う意味でな。」「正月になつたらな、厄払いしよう」いうていくんや。……餅をようもろたけどな。もろたらええし、もらわんでもしやあないしや。……餅をもちた時はほんまうれしかったよ。……戦争前まで。

婿さんうとて嫁さん踊つたり。」と語られている。この門付けについては同じ泉南郡の樫井地区でも見られ、樫井地区では「ハイヤドウドウ」と呼ばれていたという(大阪市教育研究所「大阪における近世被差別部落の歴史」『教育研究紀要』第一四九号、一九七七年)。門付けについて触れているのはこの二地区だけである。貝塚地区では門付け芸が戦前まで続いていたこと、男女(夫婦)一組で演じられていたことがわかる。樫井地区については詳しいことはわからない。

「部落の歴史」の中で、芸人について触れられているのは、寝屋川、住吉、日之出、飛鳥、和泉の五地区である。寝屋川、和泉を除き、これらの部落は何れも大阪を代表する盛り場、北新地、千日前、難波へはほど近い。「部落の歴史」の中で一番早く出て来る寝屋川地区では「明治のなか

ばころから、植木・行商・放浪芸といった雑業に従事する人々が多くなります。」「(今、翔くとき―被差別部落池のあゆみ―一九八八年)とある。どのような放浪芸であつたのか書かれていないので詳しくはわからない。寝屋川地区に見られる放浪芸はおそらくこの時期に新たに起こつたというよりか、むしろ、それ以前からあつたものと考えた方がよいのかもしれない。あるいは、貝塚地区同様、他の地域から学んで身に付けたものだろうか。

和泉地区では遠田良善が明治時代後半に浪曲師宮川曲丸に入門しており、後、浄土真宗の僧侶となつて真宗宣伝の浪花節講演を行っている。

「目は不自由でしたが、声は素晴らしかったといひます。差別された部落が生んだ、大衆芸能・仏教説話のいない手の一人でした」と評されている(『吾等の叫び―南王子水平社のだたかいに学ぶ』一九八三年)。「放浪の説教師」といわれた遠田良善がどのような経緯で浪曲師に入門するに至つたのかは書かれていないが、丁度この頃、桃軒雲右衛門が登場し、大道芸と蔑まれていた浪曲が寄席で演じられ、多くの聴衆を魅了した時期でもある。大阪における浪曲

の変遷について、遠田良善を含めさらに追求する必要がある。

住吉地区では「芸人」について次のように記されている。「各地の被差別部落には、芸人として生計を立てていた人も少なくありません。その歴史は決して古いものではなく生活が経済的に苦しくなった明治の末

か、大正の始めごろからだと考えられています。出口にも、芸人として身を立っていた人が、かなり居ました。」「住吉のくらしと仕事」一九八八年」と書かれ、芸人として生計を立てていた二人の聞き取りが記されている。一九一〇年、一九一六年生れということから、この二人の芸人時代は一九二〇年代から三〇年代と考えられる。三味線と唄と踊りで構成されていたこと、しかも、これらの芸は師匠につき修業する場合もあれば、仲間同士で教え合い身に付けていく場合もある。客を喜ばし、客に受けなければ金にならない芸人稼ぎだけに「我がこれで飯くわんならん」ということ頭においてあったから、じきに覚えた、少々のもんは」。彼らは実入の良いところへと移っていき、一人の人は、「難波来て難波に出たよ。吉本も花月もいろいろ。」、もう一人の人は行っていないのは北海

道、九州ぐらいで、稼いでは次の所に行き、また稼ぐというその頃の芸人の生活を語っている。そして、「芸人家業は、我が一人でいこ思たら無理。部落の人、多ましたね。ほんまに一〇人おつたら、八人まで部落の人、多ましたわ」と、部落の人々が多数いたことが語られている。

住吉地区同様、飛鳥、日之出地区でもこの時期に芸人であった人の話が記されている。日之出地区では「多くの芸人稼ぎが出ました。安来節や漫才などの一座をくむ本格的なものから、昼間は行商や町工場で働いて、夜になると法界屋や尺八・三味線の流しカリカリ屋になって出るもの」。ともあれ、「少しでも、銭になったら」ということで芸人稼ぎに出たという。このような中から旅廻りの大衆演劇一座の高砂屋松月一座が出ている。しかも、日之出地区の人々は彼らが部落に帰って来る度に彼らの演芸や、安来節、出雲の銭太鼓や漫才を楽しんだという。住民達と芸人との付合も頻繁に行われたのだろうか。日之出地区では、一九一三（大正二）年結成された改善団体の啓振会の規約の中に、「二〇、役員ノ承諾ヲ得ズシテ乞食又ハ遊芸稼人其他何人オモ宿泊セシムヘカラス」とある。

地区の風紀はじめ教育、衛生の改善を目的とする啓振会が規約にこのようなことを取り決めたということからも芸人との付合は結構見られたといえる（『みやらけ』一九八五年）。さらに、飛鳥地区の人の聞き取りでは、飛鳥では「ながしはあまり少ない日之出に多い」という。

一方、飛鳥地区でも芸人をして一九〇五年、一九一三年生れの二人の女性の聞き取りが記されている（『飛鳥の歴史』一九九三年）。それによると、法界屋をしていた人、映画上映の前座にバイオリンを弾いていた人、安来節を歌う人、声が良く長持ち唄を雇われて歌いに出た人、そして、多くの漫才師達のことを語られている。一九〇五年生れの女性は、「でてみたのが国光の前の吉川館がきっかけですわ……」。「ちとせや玉八」が芸名であった。「このへんでラジオ放送は私をはじめて」。そのころの漫才師の苦労について、「今はネタをつくる人があり、三万円とか金をだして買う。当時はむずかしい、自分で考える。よっぽど頭の回転がきかないとできない。言葉いって、歌うとうて、ダレがこんようにする。三〇分の長さやから、たいへんやつた。」ということだ。「差別やなんか

なかった。……同僚で、だれそれ知っているでー」しっているの。」「あの人と同じで、同じところですか」となった時、あの人のこと「あんた部落出身という」と「わかつたるねんやなあとなる」。ここでも芸能の世界で活躍する部落の人々が多くいたことが語られている。

日之出、飛鳥地区での聞き取りで語られている時期は、ラジオ放送が始まったのが一九二五年であることから、この前後のこと昭和前半の時期と考えられるが、部落からも多くの漫才師が登場し、大衆芸能の一角を担っていることがわかる。

四 今後の課題

大阪の部落史として取り上げる明治・大正期の文化について、とりあえず芸能との関係について「部落の歴史」を通してどのようなことがいえるのかについてまとめて見た。聞き取りで語られていることを通して、被差別部落の人々が門付け芸をはじめ漫才等の大衆演芸に関わっていたことがわかった。今後の課題として、明治・大正期の大衆娯楽―大道芸、浪花節、漫才、見せ物等について、もつと掘り下げてみていくことが必要であるといえる。

史料紹介

非人番と藪坊の「宗門帳」

—高槻・服部区有文書より—

富井 康夫（高槻市行政史料専門員）

(一)

最近発刊された『高槻市史史料目録第十九号』（非売品）の内容は、旧大阪府三島郡清水村役場倉庫に保管されていた近世文書と近代以降の役場引継ぎ公文書（その組成と伝来から「服部区有文書」と呼ばれている）であるが、そこには注目すべき史料が記載されている。

分類項目「戸口」の冒頭に、「文化九年二月 服部村西株藪坊宗旨改帳 佐太役所あて」とあり、同種のもは、文化九（一八一二）年から文政一三（一八三〇）年まで、連年とはいかないが計七冊を数える。「藪坊」にカナ表記はないが、「おんぼう」と読めるので、在村聖職身分としてのいわゆる「隠亡」身分と考えてよからう。すなわちこれは「隠亡」の宗門帳であった。

服部区有文書にはこのほか、東西両株所属の「非人番」の宗門帳が、これは文化九年から一八七一（明治

四）年にいたる計五四冊が残存している。

摂津国島上郡服部村のこの時期の宗門帳は、本帳も含めて一式文書が株ごとにきっちり袋詰めにしてあったもので、その構成は、東株では「御条目帳一冊、本帳三冊、出人帳・非人番帳各一冊」、西株では「御条目帳一冊、本帳一冊、出人帳・非人番帳・藪坊帳各一冊」で、別に両株合わせの「人数目録一通」が東株の袋に同封されている（藪坊の宗門帳は文政一三年を境に消滅する）。

本帳が分冊になっているのは宗旨別の分冊で、西株ではたまたま一宗であっただけのこと、出人帳は村民の増減のうち減員のみをその理由とともに書き出したものである。そしてこれらの簿冊は袋ごと揃う年度は稀であり、ランダムに散失している。しかしこれによって、非人番・藪坊がともに別帳記載の扱いであり、このことがこの時期のこの村では「制度的」であったことが分かる。

服部村での東株・西株の分け方は今の所、考察が進んでいない。延宝二（一六七四）年の名寄帳では、村内五垣内のうち、大蔵司・浦堂は東株、西之川原・宮之川原・塚脇を西株としたようであるが、後者三垣内の住人の一部は東株にも分割されて属しているの、宮之川原と塚脇の地縁的隣接は認められるものの、両株の戸口的均衡や出入作等を考慮した基本的には属人的株分けであろうと推測する他はない。「東西」の呼称は村内の地理的位置を反映しているとはいいいない。村役人は、庄屋・年寄とも両株ごとにおのおの配置されており、入れ替わったりすることはない。

藪坊が東株に属して一家あり、非人番が東株に一家、西株に二家あるのはその居住によるものであるが、全体として村抱えであることは理解できるとして、その偏重の意味は今後の解明を待たねばならない。服部村についての概説は小稿では

省略するが、当村は一五三〇石余の大村であり、美濃・加納藩永井領。寛文一〇（一六七〇）年尚庸が京都所司代に就任した時の加増、山城・摂津・河内一萬石の内の一村である。佐太は河内・茨田郡守口村の中にあり、尚庸の父尚政の故地。加納藩はここに摂河支配の代官を置いていたのである。

(二)

この両種の宗門帳の表記には、家族構成員全員の名前・年齢・続柄・宗旨の他、共通するいくつかの特徴がある。すなわち①生国の記載、②出生・死亡・養子・家出など、元・先を含む構成員の異動の記録、③私的関係での苗字の使用慣行を思わせる当主名前の「某」の頭付、などである。

小稿の余裕では原本を紹介できないが、ここでは両身分の考察について有効と思われる家族関係の事実を、これらの指標から二、三抽出して、史料紹介の責をふさぎたい。

「養子縁組」

「藪坊」にあつては、養子縁組の不安定さが指摘できる。

文化九年、藪坊Aはすでに養女aをもってしたが、この年さらに島下

郡粟生村から養子を迎えた。法華宗から浄土宗に改宗させての縁組だったが、九年後の文政五(一八二二)年の帳面には娘・息子とも消滅しており、替って山城・久世郡田井村から養子を迎えている。しかし彼は翌年不縁となり帰郷、次の年には島下郡郡村から養女bを迎えるがまもなくAが死亡するとこれも帰郷したよう、文政一〇年には田井村からBの一家族七人が入村している。

Bの叔母は服部村の生まれで、大坂・阿波座解船町に嫁いでいたが不縁となって帰村していた。この叔母とAとの関係は記載がないが、田井村から養子を迎えていることから、兄妹であった可能性がある。Aが養女二人を迎えた郡村も、縁故の地であったかもしれない。

この時期のこうした養子縁組の不安定さは、天保期に菌坊の存在自体が消滅することとも関連して、この地域での聖職としての「菌坊」の組織的な、あるいは経営的な状況を物語るものでもあろうか。

「家出」

東株非人番には、興味深い家出の記録がある。

文政六(一八二三)年八月、非人番X家に、丹波・天田郡一の宮村非

人番に養子としていったY(当主の兄)が不縁で帰ってきた(四八歳)。彼は、三年後の同九年五月、Xの長男が家督を継ぐと、呼応するよう「家出」する。さらに三年後にはX自身も跡を追うように家出するのである。長男は未婚、一家八人の大所帯ではXは隠居の状態ではなかったに違いない。本来家出は、町方では町役人が奉行所に届け出て探索を乞い、奉行所は触書を近隣に廻達するのが通例である。これは村方でも同様であろうが、ここでは届け出された形跡はない。その意味はやがて一八年後の弘化四(一八四七)年四月に明らかになる。

この年、Xが滞在先の鳥養八丁村から帰村したのである。そこで生まれた子ども二人をつれて。

とんだ「父帰る」だが、彼がその翌年島下郡郡山村非人番方へ入家のため再び村を出る時の人別送り状には次のようである。

「尤同人儀者、去ル文政十二丑年十二月、勝手付他稼ニ罷越居候処去未ノ四月ニ帰村仕居候処、此度其御村方非人番〇〇方江入家仕候(以下略)」

要するに彼の家出は、家族にも村共同体にも「他稼」と認識されていたのである。「勝手付」というのは、支配でもこのことを容認していたといえよう。

Xの場合、稼ぎ先で子をなしたというのには穏やかではなく、不倫の家庭騒動から端を発した事態とも思われるが、一般に成人した子どもに役務を渡し、自らは他村の非人番として出稼ぎの場を求めて家計を助け、役株の存続を図るということはあり得ることであり、先のYの家出も、村承知の人減らしの家出に違いはない。しかし、この出稼ぎを家出と処理することの意味は、なお総合的に究明する必要がある。

ちなみに、郡山村に引越した父子三人の内、上の子は安政六(一八五九)年に不縁になって帰村している。

「養子・婚姻と身分」

非人番では、同一身分相互の養子・婚姻が、この宗門帳でも圧倒的な件数で確認され、彼らの身分が、役務を生活の中心に据えた、かつ差別された身分であったことを教えてくれる。

例外として東株に「広瀬村番人」(嫁取り先)とあるのは人別送りのままを写したのかもしれないが、西株非人番に、養子元一例、嫁入り

先に一例、身分呼称記載のないものがある。村民の異動記載は送り状に依拠しているはずであるから、恣意的な省略や改竄は許されない。とすれば百姓身分との間の異動という他ないが、この点の調査も今後の課題であろう。

なお、菌坊の異動は養子が一例しかないが、そこには実家の表記に何等の身分呼称も記載されていない。

「当主名の頭付」

当村の宗門帳には、百姓の各家の当主(筆頭者)の名前に、男女とも「某」という頭付がある。たとえば「一浄土真宗浄誓寺 生国服部村 某 吉左衛門」

のごとくである。

これは、公の苗字をもたない身分であることの表示かと思われるが、これが非人番には同様に書き込まれるが、菌坊には全く記載を欠くのである。この相違の意味も今後の問題である。

(三)

非人番関係史料としては、他に幕末の嫁取りの人別送り状や願書留の中の事件関連の記載が若干あるが、直接の関係史料ではないので関説しない。ここでは取り敢えず宗門帳に

見られる事実だけを紹介した。菌坊の他の史料は全く見当たらない。

現在、非人番については、その構造や支配組織の研究でかなりの進展があり、それは、我々のような限定的な地域や時期で全体をとやかく言うレベルを超えている。一方、大坂の「隠亡」研究は殆ど緒に着いたばかりと云っていい。そうした事情を考えると、この度は地域の史実の紹介だけにとどめた。

私個人の地域（高槻市）での職務は、高槻市域に所在し、あるいは高

新聞報道と部落①

西浜町の公道会

里上龍平（大阪の部落史委員会事務局）

現在、大阪の部落史委員会は、明治の『大阪毎日新聞』から部落問題関係記事の収集にあたっている。

元々、『大阪毎日新聞』（以下、『大阪毎日』）の前身『大阪日報』は当初自由主義政論新聞であったが、一八八七（明治二〇）年一〇月に不偏不党を宣言し、経営の実権は藤田伝三郎（藤田組創業者）らに移った。これによって大阪の民権派はその拠点ともいべき言論機関を失い、そのことが一八八八年の『東雲新聞』の

槻市に関連する歴史史料・文書史料の保存と利用を進めることである。

被差別身分に関する史料についていえば、それは被差別地区からだけ出てくるものでは決してない。だからこそいかなる地域の史料保存も大切なのである。ここでは保存場所の制約を乗り越えた、個人・機関・行政体おしなべての史料保存の取り組みと啓発が必要になってくる。

我々の史料保存の努力が、少しでも『大阪の部落史』編纂のお役に立てば、望外の喜びである。

創刊につながっていく。

一八八八年二月三日付の『大阪毎日』は「公道会」という見出しで、西成郡西浜町の有志が発起して公道会を組織したことを報じている。

すなわち同会は、当時一八八七年の保安条例で東京を退去させられ、大阪に来ていた中江兆民や、河合正鑑ら二〇余名の賛成をえて、仏教を拡張して外教（キリスト教）の侵入を防ぐことを目的に組織されたという。同紙はつづけて、西浜町に仏

教徒が多いのでこういう組織ができたと述べている。ところで同会は、

○爾後、毎日演説・講談等の例会を開き、入会者も追々増加せし由なりし。然るに右の発起人の中にも政治家と仏教信徒の二種ありて、特に政治に関する談話をなすものあるより、頑固なる仏教信徒は我々が信ずる仏教を政治家の機関に利用せられては不都合なればとて、近頃退会を申出る者あるより、昨今或人が仲裁に立入り頻りに仏教信徒に就き説教を試み居るよし。尤も中江氏（兆民）は最初より該会員に呉々論議する所ありし由なれども、果して行はれたるや否（一八八八年二月三日）と疑問視している。

公道会のその後について、七カ月後の一八八九年七月六日付の『大阪毎日』は、公道会が活発な政治運動を行っていることを次のように報じている（『西浜町の平等説』）。

ちなみに、当時の西浜町は戸数一四一七戸、人口五〇四四人であった。○公道会は宗教上の運動をなすのみならず、先ごろの町会議員並びに町長選挙の折などは頗る活発に立ち働き、土俗に門閥派ともいへる人々に反対して競争を為し終に

打ち勝ちし有様なり。現会員四百余名ありて追々に募集し終に全国四十六万余名にも及ぼさんとて、一の懇親会を開くべき筈なるが、同処には一時洋教の信者五十名ばかりありしも、公道会のために打ち消され、今は一人も信者の跡なきに至れりとぞ（一八八九年七月六日）

そもそも、西浜町にこのような動きがおこったのは（同紙は「平等説の起りし由来」と表現している）、明治二年頃に、大塩平八郎の莫逆の友である阪上善兵衛と森清五郎、荒川吉次郎の三名が権利回復の建白を政府に行ったことに始まる。

この阪上善兵衛は、部落出身者で伝記などはないが、学問があり見識に勝れ、地元の人に大きな感化を与えた。その影響が後代にも伝わり、同町では富者が貧者を救い、強きが弱きを助ける気風がいまだに強く、また、小学生三〇〇余名、東京の大学・専門学校に学者八名をかぞえ、教育熱心であるという。

同紙はこのことについて、「常に他人に軽視せられざる様熱心に力むるゆゑ、末頼母しく思い遣らるゝ有様とぞ」と評している。